

おきなわ津梁ネットワーク「利用者規程」

第 3.0 版

平成 30 年 2 月

一般社団法人 沖縄県医師会

改定履歴

版数	日付	内容
第 1.0 版	平成 24 年 10 月 9 日	新規制定
第 2.0 版	平成 28 年 1 月 12 日	参加機関拡充に伴う、文言の修正等
第 3.0 版	平成 30 年 2 月 6 日	機能拡充に伴う、文言の修正等

目 次

第 1 章 総 則	1
第 1 条（目的）	1
第 2 条（おきなわ津梁ネットワークの目的）	1
第 3 条（参加機関）	1
第 4 条（参加機関の管理責務）	1
第 5 条（利用者）	1
第 6 条（利用者の責務）	1
第 2 章 おきなわ津梁ネットワークの利用	2
第 7 条（利用者資格等）	2
第 8 条（プライバシー保護対策）	2
第 9 条（情報及び情報機器の持ち出し）	2
第 10 条（利用時間）	3
第 11 条（機能等の変更等）	3
第 12 条（サービスの一時停止）	3
第 3 章 ID 番号、パスワードなど	3
第 13 条（利用者識別番号の種類）	3
第 14 条（ID 番号の利用者）	4
第 15 条（ID 番号等の管理等）	4
第 4 章 ネットワーク参加費用	5
第 16 条（参加費用）	5
第 5 章 機能の削除	5
第 17 条（通信内容の削除）	5
第 18 条（利用者資格等の取り消し）	5
第 6 章 その他	5
第 19 条（利用者規程の改廃）	5
第 20 条（実験・開発目的の利用）	5
第 21 条（事務局）	5
第 22 条（その他必要事項）	5
附 則	5
（施行期日）	5

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人沖縄県医師会（以下「医師会」という）が設置するおきなわ津梁ネットワーク（以下「本ネットワーク」という）の利用について必要な事項を定めることを目的とする。

(おきなわ津梁ネットワークの目的)

第 2 条 本ネットワークでは、患者様のプライバシー保護を厳重に図りながら、診療に必要な情報を本ネットワークに参加する医療機関、歯科診療所、保険薬局及び医療保険者で共有するものとする。

2 前項により、診療・検査等から得られたデータを基に、患者様に適した治療法や予防対策を検討する等、質の高い安全な医療の提供を可能にすることを目的とする。

3 本ネットワークに登録された各種情報は、おきなわ津梁ネットワーク運営協議会（以下「運営協議会」という）で分析し、沖縄県の各疾病（糖尿病、脳卒中、急性心筋梗塞等）対策事業等に活用する。

(参加機関)

第 3 条 参加機関とは、本ネットワークを利用するにあたって沖縄県医師会長（以下「医師会長」という）に利用申請を提出し、利用の許諾を受けると共に、利用契約を締結した機関をいう。

(参加機関の管理責務)

第 4 条 本ネットワークに参加する参加機関の長は、その管理責任を負うものとする。また、利用にあたっては施設内のシステム担当管理者（以下「担当管理者」という）を配置し安全かつ適切な管理・運用に努めなければならない。

2 参加機関の長は、利用者に対しネットワークの安全かつ適切な利用のための教育と個人情報等の取扱いの遵守について、指導・監督を行わなければならない。

3 参加機関の長は、本ネットワークに接続する端末には、セキュリティを維持するためにウイルス対策ソフトを導入し、常に最新のウイルス定義に更新しなければならない。

(利用者)

第 5 条 利用者とは、本ネットワークへの利用申請があった参加機関のうち本規程に定める識別番号（以下「ID番号」という）及び、パスワードの登録を完了した本ネットワーク参加者のことをいう。また、運営協議会が特別に指名したシステム管理者も含むものとする。

2 災害時においては、ID番号の発行がない場合でも、運営協議会が必要と判断した場合において、参加機関の長の責任において事後の利用を申請を前提として利用者とする事が出来る。

(利用者の責務)

第 6 条 利用者が本ネットワークを利用する際には、本規程のほか、個人情報の保護に関する法律、個人情報保護条例およびその他の法令を遵守しなければならない。

2 利用者は、本規定第 2 条に定める目的以外にその情報を利用してはならない。

- 3 利用者は、本ネットワークを通じて入手した健康情報を第三者へ提供してはならない。
- 4 利用者は、情報セキュリティに十分注意し、ID 番号およびパスワードを当該参加機関職員などを含め利用者本人以外の者に利用させてはならない。
- 5 利用者は、原則として、BYOD（私的デバイスの利用）をしてはならない。

第 2 章 おきなわ津梁ネットワークの利用

（利用者資格等）

- 第 7 条 本ネットワークを利用できる者は、第 5 条に定める利用者資格を有するものに限る。
- 2 本ネットワークの利用を希望する者は、予め定められた様式にて医師会長へ利用申請し、利用許可を得るものとする。
 - 3 本ネットワークの利用を希望する者は、運営協議会が定める規程に基づき、所定の講習を受講しなければならない。
 - 4 おきなわ津梁ネットワーク運営協議会委員長（以下「運営協議会委員長」という）は前項の規程による受講が終了し、適切と認めたときは、速やかに ID 番号およびパスワードを許可するものとする。

（プライバシー保護対策）

- 第 8 条 利用者は、別に定める「利用者マニュアル」に基づき、ウィルス対策ソフトウェアを導入するものとする。またその維持管理については各利用施設において責任をもって実施する。
- 2 システムに接続できる端末で、盗難の恐れがある端末（ノート PC 等）は、使用しない際は鍵のかかる保管庫に保管するなど、盗難防止に努めること。
 - 3 離席時など特定の時間使用しない場合において、覗き込みや成りすましによる使用を防ぐため、パスワード付きスクリーンロックまたは、自動ログオフ機能を設定すること。
 - 4 端末の使用に際しては、画面を人通りの多い側に向けない、窃視防止フィルムを貼るなどの窃視防止に努めること。
 - 5 外部に持ちだして使用する端末においては、盗難および紛失に充分注意した上で、端末に対して起動パスワードを設定すること。設定するにあたっては推定しやすいパスワードは避けること。
 - 6 万が一端末を紛失した場合は、その旨を速やかに運営協議会委員長に報告すること。

（情報及び情報機器の持ち出し）

- 第 9 条 ネットワークシステムに関わる情報及び情報機器の持ち出しに関するリスク分析並びに持ち出し対象となる情報及び情報機器の規程は、別に定めるものとする。
- 2 持ち出し対象となる情報及び情報機器は、本システムへ接続が可能な端末及び、その端末で利用する電子媒体とする。
 - 3 情報及び情報機器を持ち出す場合は、「パソコン外部持ち出し許可申請書」を利用者が担当管理者に届け出て、承認を得なければならない。
 - 4 担当管理者は、情報が格納された可搬媒体及び情報機器の所在について台帳に記録し、その内容を定期的にチェックし、所在状況を把握しなければならない。
 - 5 持ち出す情報機器は、以下の通り扱うものとする。

- (1) 情報機器には起動パスワードを設定すること。
- (2) パスワードは、推定しやすいものを避け、また定期的に変更すること。
- (3) 持ち出す情報機器について、ウイルス対策ソフトをインストールしておくこと。
- (4) 持ち出した情報を、許可されていないアプリケーションがインストールされた情報機器で取り扱わないこと。
- (5) 持ち出した情報機器には、許可無くアプリケーションソフトをインストールしないこと。
- 6 持ち出した情報及び情報機器の盗難及び紛失時には、直ちに担当管理者に届け出なければならない。届け出を受け付けた担当管理者は、その情報および情報機器の重要度に従って対応する。
- 7 担当システム管理者は情報及び情報機器の持ち出しについてマニュアルを整備し、利用者に周知の上、常に利用可能な状態に置くものとする。
- 8 担当システム管理者は、利用者に対し、情報機器の持ち出しについて研修又は周知を行うものとする。

(利用時間)

第 10 条 本ネットワークの利用は、365 日常時可能とする。ただし、定期的な保守の場合は利用者に対し、本ネットワーク上で事前に通知をしたうえで運用を停止する。不定期に必要なとなった保守点検・修理の際は予告なく運用を停止する場合がある。

(機能等の変更等)

第 11 条 本ネットワークは医師会及び運営協議会が、必要と認めた場合に適宜変更することができるものとする。ただし、サービス内容の変更を行った場合は、運営協議会は利用者へ変更した旨を、広報サービス等を通じて確実に周知するものとする。

(サービスの一時停止)

第 12 条 医師会及び運営協議会は、次のいずれかが起こった場合には、利用者に事前に通知することなく、一時的に本ネットワークのサービスを停止することができるものとする。

- (1) システムの保守を緊急に行う必要がある場合
- (2) 停電等により、ネットワークシステムの維持及びサービスの提供ができなくなった場合
- (3) 災害又は不慮の事故により運用が不可能になった場合
- (4) 運用面又は技術面の問題により、一時的な停止が必要となった場合

2 前項の規程により変更又は停止する際には、利用者に対し事前にその旨をシステムを通じて連絡するものとする。ただし、緊急その他、医師会及び運営協議会が特に理由があると認めるときはこの限りでない。

3 第 1 項により利用者に損害が発生した場合、医師会及び運営協議会はいかなる責任も負わない。

第 3 章 ID 番号、パスワードなど

(利用者識別番号の種類)

第 13 条 利用者の識別番号は、次の 6 種類とする。

- (1) 以下に定める職種の I D (参加機関における各職種用の識別番号)
- ・ 医師
 - ・ 歯科医師
 - ・ 薬剤師
 - ・ 臨床検査技師
 - ・ 診療放射線技師
 - ・ 看護師
 - ・ 助産師
 - ・ 保健師
 - ・ 管理栄養士
 - ・ 理学療法士
 - ・ 作業療法士
 - ・ 視能訓練士
 - ・ 言語聴覚士
 - ・ 社会福祉士
 - ・ 介護福祉士
 - ・ 救急救命士
 - ・ 精神保健福祉士
- (2) リハビリ用 I D (参加機関におけるリハビリ専門スタッフ用の識別番号)
- (3) MSW用 I D (参加機関におけるMSW用の識別番号)
- (4) 介護従事者用 I D (参加機関における介護従事者用の識別番号)
- (5) 事務職用 I D (参加機関における事務職用の識別番号)
- (6) 災害発生時用 I D (参加機関における災害発生時利用者用の識別番号)

(I D 番号の利用者)

第 1 4 条 I D 及びパスワードを利用できる者は、発行を受けた本人のみとする。

(I D 番号等の管理等)

- 第 1 5 条 利用者は、I D 番号及びパスワードを適切に管理するとともに、当該 I D 番号等の利用許可を受けた本人以外に利用させてはならない。
- 2 パスワードは、あらかじめ定めた一定期間で更新するものとする。変更されない場合、または一定期間利用がない場合は、利用者 I D を無効とする。
 - 3 前項により、利用者 I D が無効となった場合は、利用者マニュアルに定める手順で、利用再開を行うものとする。
 - 4 参加医療機関の長は、利用者が退職などの理由により、本規程の利用者に該当しなくなった場合、その管理責任をもって速やかに I D 番号等の取り消しを申請しなければならない。
 - 5 利用者は I D 番号及びパスワードの紛失または盗難等、外部へ漏えいした恐れがある場合、速やかに参加機関の長並びに運営協議会委員長へ届けなければならない。

第 4 章 ネットワーク参加費用

(参加費用)

第 16 条 利用者は、本ネットワークの運営・維持をするために必要な経費の一部を負担するものとする。

第 5 章 機能の削除

(通信内容の削除)

第 17 条 通信内容について次の各号に該当する場合、内容を削除するものとする。

- (1) 通信内容に利用者相互の信頼関係を失墜させる恐れがあるとき。
- (2) 法令等の各条項に違反したとき。

(利用者資格等の取り消し)

第 18 条 参加機関及び利用者が次の事項のいずれかに該当したときは、利用資格を取消しするものとする。

- (1) 本規程の利用者に該当しなくなったとき。
- (2) 本規程や法令等の各条項に違反したとき。
- (3) システム上の情報の取り扱いが不適切であり、指導・警告にもかかわらず改善が認められない場合。

第 6 章 その他

(利用者規程の改廃)

第 19 条 本規程を改正若しくは、廃止しようとする時は、運営協議会の議を経て、沖縄県医師会理事会の承認を得なければならない。ただし、本規程の内容に改定がある場合は、利用者に対し変更した旨を、システム等を通じて確実に周知するものとする。

(実験・開発目的の利用)

第 20 条 各種研究・開発、新規技術導入検証等において本ネットワークを実証実験に利用する場合、当該実証実験を行おうとする者は、運営協議会の承認を得るとともに、運営協議会の指示した利用条件を遵守しなければならない。

(事務局)

第 21 条 この規程に定める事務手続き等においては、おきなわ津梁ネットワーク事務局においてその業務を行うものとする。

(その他必要事項)

第 22 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項並びに違反行為については運営協議会が別に定め、審議し、必要に応じて沖縄県医師会の理事会で審議する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 24 年 10 月 9 日から施行する。
- 2 平成 25 年度までの経費は推進委員会にて負担するものとする。その後の参加費用に

については運営協議会の議を経て決定するものとする。

- 3 平成 28 年 1 月 12 日より、本改訂版を施行する。
- 4 平成 30 年 2 月 6 日より、本改訂版を施行する。